

入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を関東信越厚生局におこなっております。

入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（朝食 午前8時、昼食 午後0時、夕食午後6時）適温で提供しております。

入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。（なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）

■保険適用の場合 1食につき 510 円

次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

- | | |
|----------------------------------------|--------|
| ① 町村民税非課税世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けている場合 | 1食240円 |
| ② ①かつ、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合 | 1食190円 |
| ③ 市町村民税非課税世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受給している場合 | 1食110円 |